

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年6月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000269号
厚生局事案番号 : 九州(国)第2100009号

第1 結論

昭和53年*月から昭和62年3月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和62年3月まで
請求期間について、婚姻前は母親が、婚姻後は妻が国民年金保険料を近隣の集金人に納付してくれていたはずである。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成9年1月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間において、請求者に対し国民年金の記号番号が払い出されていることが必要となる。

一方、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号(*)に係る被保険者資格取得日(昭和53年*月*日)の入力処理は昭和62年1月10日に行われ、日本年金機構は、当該記号番号は昭和61年12月頃に払い出されたものと思われる旨回答しており、請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もなく、当該記号番号が払い出される前までは、請求者は国民年金に未加入であり、当該記号番号の払出時点において、請求期間のうちの大部分は、時効により、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、婚姻前の期間において、請求者の国民年金保険料を納付してくれていたとする母親からは、高齢のため陳述が得られず、請求者及び配偶者が国民年金保険料を集金に来ていたとする者は、請求期間に係る国民年金保険料を集金したか否かについて記憶していない旨陳述している。

なお、請求者が請求期間当時から居住しているA町は、請求者の国民年金の記号番号の払出し、国民年金保険料の納付状況、納付方法等について、当時の記録が残っていないため確認できず、参考となる資料も残っていないことから、国民年金に関する状況は不明である旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000270 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100010 号

第 1 結論

昭和 55 年 5 月から昭和 62 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年 5 月から昭和 62 年 3 月まで
請求期間について、婚姻前の納付のことは分からないが、婚姻後は、夫婦二人分の国民年金保険料を近隣の集金人に納付していたはずである。調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金の記号番号を払い出すこととされており、国民年金保険料の収納及び記録管理は、払い出された国民年金の記号番号により行われていたところ、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間において、請求者に対し国民年金の記号番号が払い出されていることが必要となる。

一方、オンライン記録によると、請求者の国民年金の記号番号（*）に係る被保険者資格取得日（昭和 55 年 * 月 * 日）の入力処理は昭和 61 年 12 月 26 日に行われ、日本年金機構は、当該記号番号は昭和 61 年 11 月頃に払い出されたものと思われる旨回答しており、請求者に対し、別の国民年金の記号番号が払い出された形跡もなく、当該記号番号が払い出される前までは、請求者は国民年金に未加入であり、当該記号番号の払出時点において、請求期間のうちの大部分は、時効により、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、請求者は、自身の国民年金の加入手続についての記憶はない旨陳述している上、請求者及び配偶者が国民年金保険料を集金に来ていたとする者は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を集金したか否かについて記憶していない旨陳述している。

なお、請求者が請求期間当時から居住している A 町は、請求者の国民年金の記号番号の払出し、国民年金保険料の納付状況、納付方法等について、当時の記録が残っていないため確認できず、参考となる資料も残っていないことから、国民年金に関する状況は不明である旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000136号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100017号

第1 結論

昭和57年10月1日から昭和59年4月1日までの期間について、請求者がA病院における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

昭和59年5月1日から昭和60年4月1日までの期間について、請求者がB病院における厚生年金保険被保険者であったとして記録を訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和57年10月1日から昭和59年4月1日まで
② 昭和59年5月1日から昭和60年4月1日まで

請求期間①については、A病院の正規職員ではなかったが、看護師として勤務した。請求期間②については、B病院の面接試験を受け採用となり、臨時職員として勤務した。請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①については、A病院を管轄するC社が提出した請求者に係る人事記録によると、請求期間①を含む昭和58年8月16日から昭和59年4月30日までの期間において、請求者は、臨時補充員としてA病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C社は、請求期間①当時のA病院に係る厚生年金保険の適用事業所名称及び事業所整理記号については確認できないとしている上、日本年金機構は、請求期間①におけるA病院の厚生年金保険の適用を確認できる記録が見当たらないことから、A病院は、請求期間①において、適用事業所ではなかった可能性が高いと思われる旨回答している。

また、C社は、前述の人事記録以外の資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

2 請求期間②については、B病院を管轄するD市の回答及び同市が提出した請求者に係る人事記録によると、請求期間②のうち、昭和59年5月14日から同年9月29日までの期間及び同年10月24日から昭和60年3月30日までの期間において、請求者は、臨時的任用職員としてB病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、D市は、請求期間②当時のB病院に係る厚生年金保険の適用事業所名称及び事業所整理記号については記録がなく、請求期間②当時にB病院に勤務していた常勤職員についてはD市職員共済組合員として共済年金に加入していたものの、臨時的任用職員が加入していた公的年金制度については記録がない旨回答している上、日本年金機構は、請求期間②におけるB病院の厚生年金保険の適用を確認できる記録が見当たらないことから、B病院は、請求

期間②において、適用事業所ではなかった可能性が高いと思われる旨回答している。

また、D市は、前述の人事記録以外の資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間②における勤務実態、厚生年金保険の加入の有無及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

3 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000394 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100018 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 46 年 7 月 2 日から昭和 50 年 7 月 11 日まで

私は、A 社に昭和 46 年 7 月 2 日から勤務したにもかかわらず、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。勤務場所は B 百貨店 C 店 3 階の喫茶店 D で、職種は、ウェイトレス、レジ係、バーテンダーを担当した。勤務していたのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間において B 百貨店 C 店 3 階の喫茶店 D で勤務していた旨主張しているところ、A 社は、請求期間当時の資料はなく、請求者の勤務期間及び厚生年金保険被保険者資格取得の届出については不明であるが、同社が出店していた場所は、B 百貨店 C 店の 7 階であり、店名は「E」であった旨回答している。

また、請求期間において A 社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会を行ったが、請求者が同社に勤務していたことを記憶していると回答した者はいないことから、請求者の請求期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、A 社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 50 年 7 月 11 日と記録され、訂正された形跡はなく、当該記録はオンライン記録及び雇用保険の被保険者記録と一致している。

なお、請求者は、自身が勤務していた店名は D である旨主張しているところ、オンライン記録によると、請求期間において、事業所名称が D の厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。